

# ファイトバック！ No.8

ファイトバックの会ニュースレター 2008年5月15日発行

館長 雇止め  
yatoidome  
バックラッシュ  
●●● 裁判

編集／発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満 2-3-16 絹笠ビル 1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6365-5215 Fax 06-6365-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp/> ■ blog : <http://fightback.exblog.jp/>

■ Email: [fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)

■ 郵便振替口座 00910-0-137307 ファイトバックの会

## 6月5日控訴審傍聴に来てください

6月5日（木）午後

1時15分 大阪高等裁判所 74号法廷 「第2回口頭弁論」

2時～4時 中央公会堂 「弁護士解説つき交流会：これが控訴審のポイントだ！」  
弁護士一同、ゲスト脇田滋さん（龍谷大学法学部教授）

4時20分～6時 同上 「支援コンサート：女たちは後戻りしない！」 by MASA

★詳しくは同封のチラシ「勝訴にむけて」をごらんください



4月14日豊中市議会/会議室で三井さんから裁判報告を聞く近畿市民派議員学習会の皆さん

## 2月26日第1回控訴審 万感胸に迫る意見陳述

第1回控訴審口頭弁論の傍聴雑感。

三井マリ子さん(控訴人)の万感胸に迫る意見陳述は、あの場(74号法廷)に居たものなら誰の心にもピンピン響く内容の陳述でした。

限られた時間(10分)の中にも、研ぎ澄まされた感性で、豊中市、財団側に、又、裁判官に突きつけるがごとくでした。各々は人間として、どう受け止めたでしょうか。

傍聴席から自然に起こった共感の拍手にも、制止す

ることは出来なかった(私はそう思っています)一幕もあり、次回の日程を6月5日、午後1時15分と決めて第一回目は終わりました。

その後の「弁護士解説付きの交流会」には事情があって40分程度しか残れませんでした。新たな争点(主張?)として加えるという「人格権の侵害」が、この裁判に今後、どう功を奏するか注視したいと思います。

鈴木 誠子(NPO職員)

## すてっぷ縮小化説明会 しぼるように訴えた市民たち

4月25日、「すてっぷに国際交流センターを移転させたい」という豊中市の説明会に出席しました。

出席者は豊中市から人権文化部長、人権文化部次長、男女共同参画課長ほか。すてっぷ財団から、すてっぷ新館長、事務局次長、事業課長、国際交流財団から事務局長。人権文化部長と次長が説明をしました。要は、「お金がないので国際交流センターをすてっぷに同居させる」ということです。

市民からは移転反対意見が数多く出ました。「この方法しかなかったのか?」と、しぼるように訴えた方の思いは全員共通のものでしょう。

すてっぷの稼働率の悪さが移転の理由だと言いながら、理由や背景について、豊中市はまともな説明をしませんでした。すてっぷの目的利用、主催事業が減ったことも、市民からの質問の結果、やっと認めました。

「三井さんが解雇された理由は組織強化するためだったとされている。04年4月以降、組織強化になったのか?」との市民の質問に対し、「この通りです」と、中村彰新館長を指した部長の態度は、横柄、不誠実としか表現しえませんが、

市民が異口同音に反対意見を述べても、「ご理解いただきたい」という市。「もう決まっているのだ」と思い至りました。すてっぷ理事会でも、「今から反対はできないのか?」とねばる理事がいたそうですが、部長は「市としては移転を進めたい」と答えたそうです。

三井さんを解雇した後すぐ出てきた「3財団統合、すてっぷへの移転バナシ」に仰天した利用者たちは市民説明会に駆けつけ猛反対して、この話は頓挫したはずでした。4年を経て、再燃です。部長は言いました。「2004年説明会の結果、3財団統合はなくなりましたが、すてっぷ有効利用策(国流センターを移転)は生きていた」。

国際交流センターで行われた市民説明会でも、利用者から「突然移転を言われて戸惑っている。利用する外国人たちは全く知らない。移転の必要は認められない」と非難の声が挙がっていました。

「市の建物だから使い方は市が決める」と言わんばかりの市の手法。それを当然とする市幹部が、一方で「市民との協働」「市民自治」「市民との情報の共有」を説く不思議。

以上、ひどい説明会から一夜明けた私の感想です。しかし、決まったことだから、ですましてはいけないと思います。

山田 千秋(NPO職員)

### ☆☆☆ ひと月早い七夕 ☆☆☆

6月5日、中央公会堂で2部を担当するジャズサックス奏者のMASAです。全国のみなさん、短冊にファイトバックの会へのメッセージを書いて郵送してください。笹は私が用意をします。その笹にみなさんからの思い思いの短冊を飾って、会場の雰囲気づくりをします。大阪に早めの七夕を私たちの手で誕生させるため、どうぞご協力を!

短冊の送り先

585-0035 南河内郡河南町寛弘寺830  
SwingMASA TEL/FAX 0721-93-5782

### 豊中：「すてっぷ裁判を考える豊中市民の会」が企画！



豊中市役所そばの福祉会館で  
宮地光子弁護士（壇上、左）と三井マリ子さん

4月5日、豊中福祉会館にて「いったいすてっぷに何が?!」が開かれました。その模様を報告します。

「豊中に女性センターを！」との市民の願いで豊中駅前にオープンした「すてっぷ」。2000年、三井マリ子さんは全国公募に応募した60人の中から選ばれ、豊中市男女共同参画推進センターの初代館長に就任し、男女共同参画社会の実現に努めてこられました。2004年4月から非常勤館長職をなくし、館長ポストを常勤化するという口実で、形だけの面接試験が行われ不合格とされました。

三井マリ子さんは、この背景には、1999年男女共同参画社会基本法が成立して以降始まった、男女平等を嫌うバックラッシュ派による豊中市への「三井排斥」の圧力があつたことをバックラッシュ年表（三井マリ子さん作成）を用いながら説明されました。バックラッシュ年表をみると、男女平等を阻む運動が「新しい歴史教科書をつくる会」「日本会議」の人たちと同じグループであり、全国的に組織されたものであり、そしてこの動きは08年のつくばみらい市の男女共同参画講演の講演中止に追い込むなど現在にも続いていることがわかります。宮地光子弁護士は「館長雇止め・バツ

クラッシュ裁判のこれまで」という16ページにわたる資料を作成され、この判決の誤りを指摘されました。この裁判を起こしたのが、もし男性の正職員であったならば裁判官は「原告に対し慰謝料を支払わないといけない程度の違法性があつたと認めることはできない」という判決はださなかつたであろうということ。三井マリ子さんが立ち上がることにより、日本中で今問題になっている行政の不正・嘘が浮き彫りになったということをお話されました。

その後、意見交換が活発になされました。「個人では行政の嫌がらせに対抗することは不可能に近い。声をひとつにして闘うことが必要だと思う」という意見をうけ「日の丸・君が代強制の反対の市民運動をしてきたが、すてっぷの問題は別の問題だとおもっていた。しかし話をきいて根っこは同じであることがわかった。今後できるだけ協力したい」「豊中では市民活動はそれぞれが別々に活動している。それを繋げる連絡会をつくってはどうか」「名古屋から参加しました。名古屋でも来週、三井マリ子さんを招いてはじめて報告集会をします。」という声が続々とあがりました。

また「バックラッシュは何をしたいの？何が目的なのかわからない」「なぜ戦争をしたいのでしょうか？」という根本的な質問がなされ、宮地弁護士、三井マリ子さんは、DVと関連づけ、それぞれの考えを述べられました。この問題については参加者も考えさせられました

今回は「すてっぷ裁判を考える豊中市民の会」が立ち上って、初の豊中報告会でした。地元で報告会を開くことで多くの市民の人たちが会員になってくださり、大きな繋がりができました。

藤森浩美（ファイトバックの会@大阪）

## 名古屋：非常勤&バックラッシュにストップを！

4月13日、名古屋での報告会を無事終えました。ワーキングウーマンの会員の皆さんの全面協力と岡田夫佐子さんの情熱で、大成功でした。私は慣れない司会で、ときどきしましたが、三井さんのほとぼしる無念さを直接聞き、さらにときどきの連続でした。会場の皆さんが、たくさんの質問や意見を下さり、会場が盛り上がり、とても良い会だったと思います。男性の参加者も数名あり、発言もしてくれました。最後に水田珠枝さんの「権力を持った人は権力を離れたがらない。どんな人でも権力を持つとそうなるので、人々はいつも関心を持って意見を言わなければならない。先進国では、もうこんな話題にはならないのに、日本は遅れている。なぜ遅れているかという、日本が理屈で話し合おうという教育がされていないから。良妻賢母が大事というのは保守の手段です。保守は合理性を嫌う。しかし、これに打ち勝つには、合理的に考え、話し合うことが大切です」発言で、とてもうまく締めくくられたと喜んだ人が多くいました。私も「この裁判は、三井マリ子さんだけの問題ではなく、非常勤で働く女性たちの問題で

もあります。この裁判にぜひ勝利しましょう」と結びました。

吉川富士子(瑞穂デイセンターえんがわ・雁ぶら物語)

名古屋集会に参加して、非常に有意義なご意見を聞くことができよかったです。三井裁判は、愈々進む段階にきているのではないのでしょうか。もし、不幸にして、控訴審で敗訴しても、上告審が残されています。日本の裁判所で、主張が認められなかった場合は、国際人権規約委員会に三井裁判のすべてを報告する道もあります。わが国は、残念ながら、個人通報制度を規定した第1選択議定書に批准していませんが、批准してなくても、報告はできるはずですから、もう一つは、三井裁判を『多田謡子反権力人権基金運営委員会』に報告して、人権賞の候補にリストアップしてもらってはいかがでしょうか？授賞できれば、多くの支持者を得て、大きな励みになるのではないのでしょうか。

高橋信二(当日参加者)

## 東京：すてっぷで何があったの？

東京での報告集会は1月19日板橋区立グリーンホールで行われました。大入り満員で、主催者側としては、詰め込みすぎを心配するほどの盛況でした。北村三津子さんの渾身の勧誘や本村(ほんむら)久美子さんの奔走により、板橋区でやった甲斐がありました。

三井さんの胸に迫る報告と紀藤正樹弁護士の的確な指摘は裁判の経緯を知るものにとっても、改めてこの裁判の意味が確認できました。「バックラッシュ年表」も貴重な資料提供でした。

ゲストの藤原房子さんからはご自身が受けたジェンダー攻撃を国会での議論も紹介しつつ簡潔にお話くださり、ご著書にもサインしてくださいました。著書『大きな歯車のはざままで』は完売し、

売り上げを全額カンパしていただきました。堀内光子さんは「ILO第158号条約について」の課題を説明し、今後は「挙証責任」が問われると指摘されました。ゲスト講師の方々は、手弁当で参加していただき、カンパまで賜りました。感謝に耐えません。

会場からも、貴重な意見やエール、アピールが続き、時間がかなりオーバーしてしまいましたが、熱のこもった元気と勇気を頂くことができました。三井さんはいったん固辞されましたが、やはり花束を差し上げたいと、千葉市で育休をとろうとしたら雇止めにあつて闘った折原由紀子さんから贈呈し、拍手に包まれて閉会となりました。

木村民子(ファイトバックの会副代表)

### 編集後記

今回は各地で開催された、報告会を主にとりあげました。主催された方々お世話ありがとうございました。4月に地元豊中市で大きな集会が二つも開催されたことは嬉しいことです(少々遅きの感はありませんが)。これからも支援の輪が広がるよう全国のみなさんよろしく願います。

6月5日の傍聴&支援コンサートでお会いしましょう、短冊のメッセージも送ってくださいね。 koniko